

## 大田市告示第107号

大田市生産性向上支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大田市長 楫野弘和

### 大田市生産性向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内中小企業者の国又は島根県の補助制度を活用した取り組みの自己負担部分の一部に対して補助し、負担の軽減を図ることで、生産性の向上及び円滑な設備投資を促進することを目的として、大田市生産性向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

#### (1) 国又は島根県の補助制度

当該事業年度に交付決定及び確定通知を受けた、小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、島根県事業承継新事業活動等支援補助金、島根県強くしなやかな食品産業づくり事業補助金をいう。

#### (2) 市内中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する市内中小企業者で、当該年度中に国又は島根県の補助制度の交付決定及び確定通知を受け、機械設備を導入した者

- ア 個人事業者にあつては、大田市内で主に事業を行っていること。
- イ 法人にあつては、本店所在地を大田市内とした登記が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定されている暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助の対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる事業は、補助対象者が国又は島根県の補助制度を活用して機械設備を導入し、計画的に生産性の向上に取り組む事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該事業期間に交付決定及び確定通知のあった、別表に定める経費とし、補助率は同表に定める率とする。

- 2 補助金の交付額は、別表で定める補助対象経費に、同表で定める補助率を乗じて得た額とし、上限額は同表で定める額とする。
- 3 前項に規定する補助金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象とすることはできない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、国又は島根県の補助制度の交付決定及び確定通知を受けた年度の3月15日までに、大田市生産性向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 国又は島根県の補助制度に係る、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書及び補助金確定通知書
- (2) 大田市税等の滞納のない証明書
- (3) 営業確認書類（直近の確定申告の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（決定及び確定の通知）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、その交付を決定するとともに交付額を確定し、

大田市生産性向上支援事業補助金交付決定・確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに大田市生産性向上支援事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助条件）

第9条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を間接補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の返還及び取消し）

第10条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定又は交付条件に違反した場合に補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限
国及び島根県の補助制度の募集要項に基づく補助対象経費のうち、機械設備導入に係る経費	補助対象経費の1/6以内とする。	1事業につき200千円。 ただし、同一年度内の申請回数は、1事業者あたり1回を上限とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
代表者名

大田市生産性向上支援事業補助金交付申請書

大田市生産性向上支援事業補助金の交付を受けたいので、大田市生産性向上支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円（千円未満切り捨て）
導入する機械設備	
対象補助金区分 ※いずれかにチェック	<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金 <input type="checkbox"/> ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 <input type="checkbox"/> 島根県事業承継新事業活動等支援補助金 <input type="checkbox"/> 島根県強くしなやかな食品産業づくり事業補助金
補助対象経費 ※上記補助事業の内機械設備に係るもの	円（税抜）× 1 / 6 = 円
添付書類 ※該当する国又は島根県の補助事業に係る書類を添付	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定通知 <input type="checkbox"/> 補助事業実績報告書 <input type="checkbox"/> 補助金確定通知書 <input type="checkbox"/> 営業確認書類（直近の確定申告書の写し等） <input type="checkbox"/> 大田市税等の滞納のない証明書

誓約事項

- 本申請書の内容に虚偽はありません。
- 不正又は虚偽の手段により補助金の交付を受けた時や、要綱の規定に違反したとき、市長が補助金の交付が適当でないとした場合は、補助金相当額を返還します。
- 市長が補助事業実施に関して調査を実施する場合、書類の提出等、調査に協力します。

様式第2号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

大田市生産性向上支援事業補助金交付決定・確定通知書

申請者 住所  
氏名及び代表者氏名 様

大田市長

年 月 日付けで申請のありました大田市生産性向上支援事業補助金については、次のとおり交付決定並びに確定しましたので同補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額(確定額) 金 円

様式第3号(第8条関係)

大田市生産性向上支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所

氏名

代表者氏名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け指令 第 号をもって交付決定並びに確定のありました大田市生産性向上支援事業補助金について、大田市生産性向上支援事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 金 円

2. 振込依頼口座

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			